三　平成二十一年基準排出窒素酸化物十五％低減レベル	下十六・〇以	下〇・一三以	下〇・六三以	微量
備考 別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。				

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百七十四号

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省運輸省令第三号）附則第二項の規定に基づき、特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年二月十六日　国土交通大臣　前田　武志

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「令」という。」を削る。

第七条第一項中「道路運送車両法施行規則」の下に「（昭和26年運輸省令第74号）」を加える。

別別表一第四項中「（昭和26年運輸省令第74号）」を削る。

別表二を次のように改める。

特定改造自動車の種別	燃料の種類	自動車の構造	変速装置の方式	車両重量
1　乗車定員10人以下の乗用自動車	揮発油又は軽油			601キログラム未満
				601キログラム以上741キログラム未満
				741キログラム以上856キログラム未満
				856キログラム以上971キログラム未満
				971キログラム以上1,081キログラム未満
				1,081キログラム以上1,196キログラム未満
				1,196キログラム以上1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満
				1,651キログラム以上1,761キログラム未満
				1,761キログラム以上1,871キログラム未満
				1,871キログラム以上1,991キログラム未満
				1,991キログラム以上2,101キログラム未満
				2,101キログラム以上2,271キログラム未満
				2,271キログラム以上
2　乗車定員11人以上（車両総重量が3.5トン以下のものに限る。）の乗用自動車	揮発油			
	軽油			
3　道路運送車両法施行規則第２条の軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油又は軽油	構造Ａ	手動式	741キログラム未満
				741キログラム以上
			手動式以外のもの	741キログラム未満
				741キログラム以上856キログラム未満
				856キログラム以上
		構造Ｂ		741キログラム未満
				741キログラム以上856キログラム未満
				856キログラム以上971キログラム未満
				971キログラム以上
4　道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油又は軽油		手動式	1,081キログラム未満
				1,081キログラム以上
			手動式以外のもの	1,081キログラム未満
				1,081キログラム以上1,196キログラム未満
				1,196キログラム以上
5　道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超3.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油	構造Ａ	手動式	
			手動式以外のもの	1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上
		構造Ｂ１	手動式	1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満
				1,651キログラム以上1,761キログラム未満
				1,761キログラム以上
			手動式以外のもの	1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満